

(定期予防接種 日本脳炎)

## 日本脳炎の予防接種を受ける方へ（13歳以上20歳未満用）

※接種前に必ずお読みください。

### 1 対象年齢

20歳未満（※平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの方）

### 2 接種スケジュール

#### ◆接種スケジュール

#### ①過去に接種歴のない方

第1期：3回

【初回接種】6日以上の間隔をおいて2回接種（標準的な接種間隔：6～28日）

【追加接種】初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回接種

（標準的な接種間隔：おおむね1年）

第2期：1回 1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて接種

（おおむね5年の間隔をあけることが望ましい。）

②平成23年5月20日以降に接種歴のある方は、①の接種スケジュールにあわせて残りの回数を接種

③平成23年5月19日までに接種歴のある方は、6日以上の間隔をおいて残りの回数を接種

※②又は③に該当する方は、接種の際、具体的な接種スケジュールを接種医と相談してください。

### 3 病気の説明

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、おう吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。ヒトからヒトへの感染はありません。

日本脳炎ウイルスに感染した人のうち100人～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の致死率は20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

国内での患者発生は西日本地域が中心で北海道では現在までいませんが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。

最近では高齢者を中心に患者が発生していますが、平成27年には10か月児の日本脳炎確定例が千葉県から報告されています。また、平成28年は高齢者を中心に11人の報告がありました。報告数が年間10人を超えたのは、平成4年以降で初めてです。

### 4 日本脳炎ワクチンの副反応

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを不活化し、精製したものです。現在使用しているワクチンは平成21年6月から使用されています。

局所の反応として、紅斑、内出血、疼痛、腫脹、そう痒感等、全身の反応として、発熱、発しん、じんましん、頭痛、咳、鼻漏、咽頭発赤、咽頭痛、おう吐、下痢、食欲不振、腹痛等が見られます。

なお、極めて稀に、ショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎・脳症、

けいれん、血小板減少性紫斑病等を起こしたとの報告があります。

接種後の重篤症例として厚生労働省に報告されたもの（令和5年7月1日～令和5年9月30日）では、医療機関から報告された重篤症例は0例でした。

## 5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④その他、医師が不適切な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方もしくは、妊娠している可能性がある場合は、原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。かかりつけ医とよくご相談ください。

## 6 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

## 7 保護者の同伴

これまでお子さんの予防接種の実施に当たっては保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上の方への日本脳炎の予防接種については、保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子さんに予防接種を受けさせることを希望する場合に、予診票に保護者が署名することによって、お子さんは保護者が同伴しなくても予防接種を受けることができますようになりました。

予診票への署名は、接種させることを判断する際に疑問等があれば、あらかじめかかりつけ医や保健所に確認して、十分納得した上で接種させることを決めてから行ってください。